

棚田カード作成マニュアル

令和5年5月10日

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
全国棚田カードプロジェクトチーム事務局

1. 趣旨

国民全体に棚田の魅力を伝え、棚田への訪問を促すきっかけとなる広報ツールとして「棚田カード」（以下「カード」という。）を作成・配布する。

このカードを起爆剤として、地域が一体となって地域振興の方向性を考えるきっかけとともに、都市住民等も交えた棚田の持続的な保全、周辺地域活性化の一助とする。

2. カード・ガイドの作成

- ① 作成対象は、傾斜地に階段状に分布している田や畑を基本とする。
- ② 作成主体は、都道府県を基本とする。なお、趣旨に賛同する他の機関、団体等が作成することを妨げないが本マニュアルを遵守の上、所在地の属する都道府県に事前連絡すること
- ③ 作成主体は、カードの作成に当たっては、棚田へのアクセス情報や周辺情報、地域ごとの注意事項等を示す「棚田めぐりガイド」（以下、ガイドという。）を作成するなどして、来訪者が事前に心掛けておくべき事項等の周知に努めるとともに、周辺地域も含めた地域活性化につながる取組となるよう配慮すること。
- ④ 本作成マニュアルの趣旨に沿ったものであれば、企業やアニメ等とコラボすることを妨げない。その際、作成主体の責任において、著作権等に十分に配慮すること。
- ⑤ カード・ガイドの作成に当たっては、別紙のテンプレートを使用し統一する。
- ⑥ カード・ガイドの増刷、更新等の要否の判断やその手法については、作成主体に一任する。

3. カード・ガイドの配布

- ① カードの配布は、原則として、現地において希望者に対して1人1枚を無料配布することとする。
- ② カードの配布場所は、棚田地域内又は周辺地域の交流館や直売所等のほか、交流イベント等の場を基本とする。
- ③ ガイドの配布場所は、カードの配布場所のほか、道の駅、農産物の収穫祭イベント等の会場、都道府県や市町村の庁舎等を基本とする。

4. 留意事項

- ① 作成したカード・ガイドの著作権は作成主体が保有する。
- ② カード・ガイドの転売は禁止する。
- ③ カード・ガイドのテンプレートの著作権は農林水産省が保有するが、本マニュアルの趣旨に賛同し、留意事項を遵守して使用する場合は自由に利用できることとする。

- ④ 作成主体以外がカードを紹介するために書籍等を作成、配布・販売することについてはこれを妨げないこととする。また、カードのデザインを用いてカード以外の商品を作成、配布・販売することについても同様とする。
- ⑤ 上記④を踏まえ、作成主体は、カードに使用する写真等について、著作権が明確で、使用許可を得ることが可能なものとするよう留意するとともに、上記④に関して著作権者の許可が得られない場合にあっては、「無断転載を禁止する」旨をカードに記載すること。

5. カード・ガイド作成の報告

- ① カードを新たに作成する場合は、12月末日までに、別紙の登録様式とともに、カード案を作成し、カード案の画像データの提出により、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課全国棚田カードプロジェクトチーム事務局（以下、事務局という。）まで報告すること。また、カードとともにガイドを作成する場合は、ガイドのPDFデータを併せて提出すること。なお、事務局へ報告する主体（以下「報告主体」という。）は、作成主体が都道府県以外である場合も含めて、都道府県担当課を基本とし、これによりがたい場合は事務局に相談すること。
- ② 事務局は、報告主体から提出のあった登録様式の内容を確認し、報告主体に対して、配布開始日を通知する。なお、配布開始日は原則4月下旬を目途とする。
- ③ 報告主体は、作成したカード2部を配布開始日の2週間前までに事務局へ郵送すること。また、カードとともにガイドを作成する場合は、作成したガイド2部を併せて提出すること。
- ④ 事務局は、農林水産省ウェブサイト当該カード・ガイドの配布場所等の情報を掲載する。また、事務局は、カード作成地区の一覧や農泊、棚田の有する多面的機能を紹介する「棚田めぐりマップ」（以下「マップ」という。）を作成する。マップは、日本語版のほか、インバウンドへの対応のため英語版も作成する。
- ⑤ 報告主体は、カード・ガイドの配布場所の変更もしくは配布を終了した場合、カード・ガイドを更新・変更するなど、農林水産省ウェブサイト及びマップに掲載している情報に変更が生じた場合には、速やかに上記①、③に準じて事務局に報告すること。事務局は、報告のあった内容を確認し、速やかに農林水産省ウェブサイトに掲載している情報に変更内容を反映する。
- ⑥ 本マニュアルで定めるテンプレートと異なるデザインで作成されたカードについても、本マニュアルの趣旨に沿ったものについては、希望があれば農林水産省ウェブサイト等で広報することとする。

6. 問い合わせ先について

- ① 本マニュアルに関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。
農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
全国棚田カードプロジェクトチーム事務局
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-6744-2081（ダイヤルイン） E-mail tanada-card@maff.go.jp
- ② カード・ガイドの作成に関する問い合わせ先は、各都道府県担当課とする。